

## 各部活動報告会 議事録

日時：2019年(平成31年)1月17日 13:32~14:25

場所：日本人会事務局ミーティングルーム  
(ピア・マリン1階101C号室)

出席者：理事10名、監事1名、領事館1名、事務局1名  
(欠席理事8名)

議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。ご興味のある方は是非ご覧ください。】

### 1. 理事会成立の確認

理事定数16名の3分の2以上の出席がなかった為、理事会は成立せず、各部活動報告会となった。

### 2. 報告

(1) 教育部 報告なし

(2) 文化部(渡邊部長)

・3月のアートアンドクラフトフェア開催に向け、昨年の広告収入が\$3,550であったが、今年は現在\$2,600。新規参加者取り込み、冊子データ収集にご協力をお願いします。

・第二回参加者説明会を2月15日午後2時より日本人会会議室にて開催予定。

・今後、日本人学校への連絡、協力依頼等は、教育部を通す。

(3) 青年部(吉野部長)

・今年3月に、青年部経験者5名が退任するため、新年度は2015年度と同様に青年部4名体制が望ましいと考える。

・新年度”秋祭り実行委員会”のメンバーにその部門の専門である方の起用を増やし秋祭りの準備と開催にあたる。例えばシェフ会、飲料関係、バス運行会社、建設業の方々に実行委員やアドバイザーになっていただく。

・青年部会後、事務局で回収され保管されていたチケットの廃棄を行った。また事務局に残っている感謝状と盾を確認し、青年部で回れる企業には贈呈する。昨日DFSマネージングディレクター、MARTIN MATTHEWSさんに盾を贈呈した。

・未回収分の寄付に関して、請求書を事務局から送った。

(4) 商工部(渡邊部長)

・法律セミナー開催日程を協議した。2月中旬を予定。会場は調整中。

・領事館からのご紹介でグアム労働局のプレゼンテーション開催について協議した。労働局より日本人会の会員企業へ雇用機会均等、公正な採用プロセス法について講義していただけるとのこと。その講義はグアム準州、連邦政府の両者の法律に関して、グアムで事業を行う民間企業の教育が目的。開催は前向きに検討し、会場と日本語への通訳を調整する必要がある。

(5) 渉外広報部(玉崎部長)

・「ラッテ」編集会議を1月15日(火)に実施した。

・2月15日発行2月号はアート&クラフトフェア一展に関して、1998年度、2008年度の会報原稿を振り返り、会員紹介はシティーヒルカンパー(グアムプラザ)を掲載する。

3月15日発行3月号はアート&クラフトフェア報告ならびに定時総会のお知らせ、グアムイベント情報、会員紹介はDFSを掲載する。

(6) 総務部(中村部長)

・会員保険加入者(1月)23名(前月比3名減)

・会員保険について、契約先のステイウェル社より、2019年度の料金改定の申し入れがあった。大幅な増加額を考慮し、ステイウェル社のマーケティング担当者と中村総務部長がミーティングを行い、減額調整への依頼、手続きを行った。

・サイパン台風被害義援金募集中。

・新年祝賀会の準備実施中(2019年1月1日ヒルトンホテル、1階、Roy'sレストラン横のギャラリーで午前10時より開催)100人程の来訪者があった。

・日本人会へ多くの図書寄贈があった。ライブラリースペースの関係から、本によっては、蔵書とはせず、「古本のみ市」で売却する。

・今年に入り、既に本年度の秋祭り開催日についての問い合わせが数件あったが、次回総会開催後(今年の4月以降)の決定事項であるという事をお伝えした。

(7) 会計部(事務局 芳賀代理)

・横田部長より会計報告書は理事に出来次第メールで送る。

(8) 総領事館より(尾形首席領事)

・今年もグアムにおける日本文化促進に日本人会と共に努めたい。今年は日本人学校30周年、秋祭り40周年、平成が終わり元号変更などのイベントあり。

・年末年始にかけて日本からの旅行者に関する領事案件が多くあった。事故、事件に巻き込まれたり、病気となったりすることがないように、在留邦人も注意されたい。また、適切な保険等に加入するように勧める。

### 3. その他

・理事の欠席者が多く、2か月連続理事会が成立しなかった。理事においては、事務局からの出欠確認メールに、必ず返答をし、変更があったら速やかに事務局に連絡するようにされたい。

・次回、第9回定例理事会は2月21日(木)13:30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。 総務部長 中村 一

## 2019年夏、第25回参議院議員通常選挙実施!

海外からの投票には、在外選挙人名簿登録が必要です。登録には、3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今手続きを!



### 「大切な未来を築く、その権利」

在外選挙登録資格

- ①18歳以上で ②日本国籍を持っている
- ③海外に3ヶ月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

### 登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請 → 3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける → 在外選挙人証の受取

用紙する物

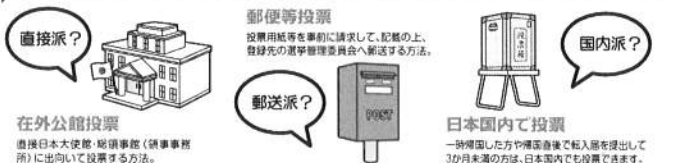


※申請書や選挙人証が海外・国内を往還するため受取までに3か月程度かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書<sup>※</sup>、代理の方の旅券を御用意ください。  
※申請書と申出書は領事館窓口または総務部のホームページから入手できます。

### 在外投票は次の3つの方法から選択できます



**在外投票** 1. 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。  
2. 平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、ハガツニヤ日本国総領事館

TEL: 1-671-646-1290 Mail: info@jag.mofa.go.jp または **外務省 在外選挙** 検索まで